

第4 河川・ダム・災害復旧等



利根川

第4 河川・ダム・災害復旧等

1 河川の現況

本県の河川は、秩父山系と南アルプス山系の山岳地帯から発し、甲府盆地の南端で合流し南下して駿河湾に注ぐ富士川水系と、富士北麓の山中湖を源とする桂川（相模川）に南北都留郡下の各河川が集まり東流して神奈川に入る相模川水系及び秩父多摩山系を源とする河川が集まり、東流して東京都に入る多摩川水系の3つの水系から成っており、一、二級河川を合すると610河川、その延長は2,095.63 kmとなっている。

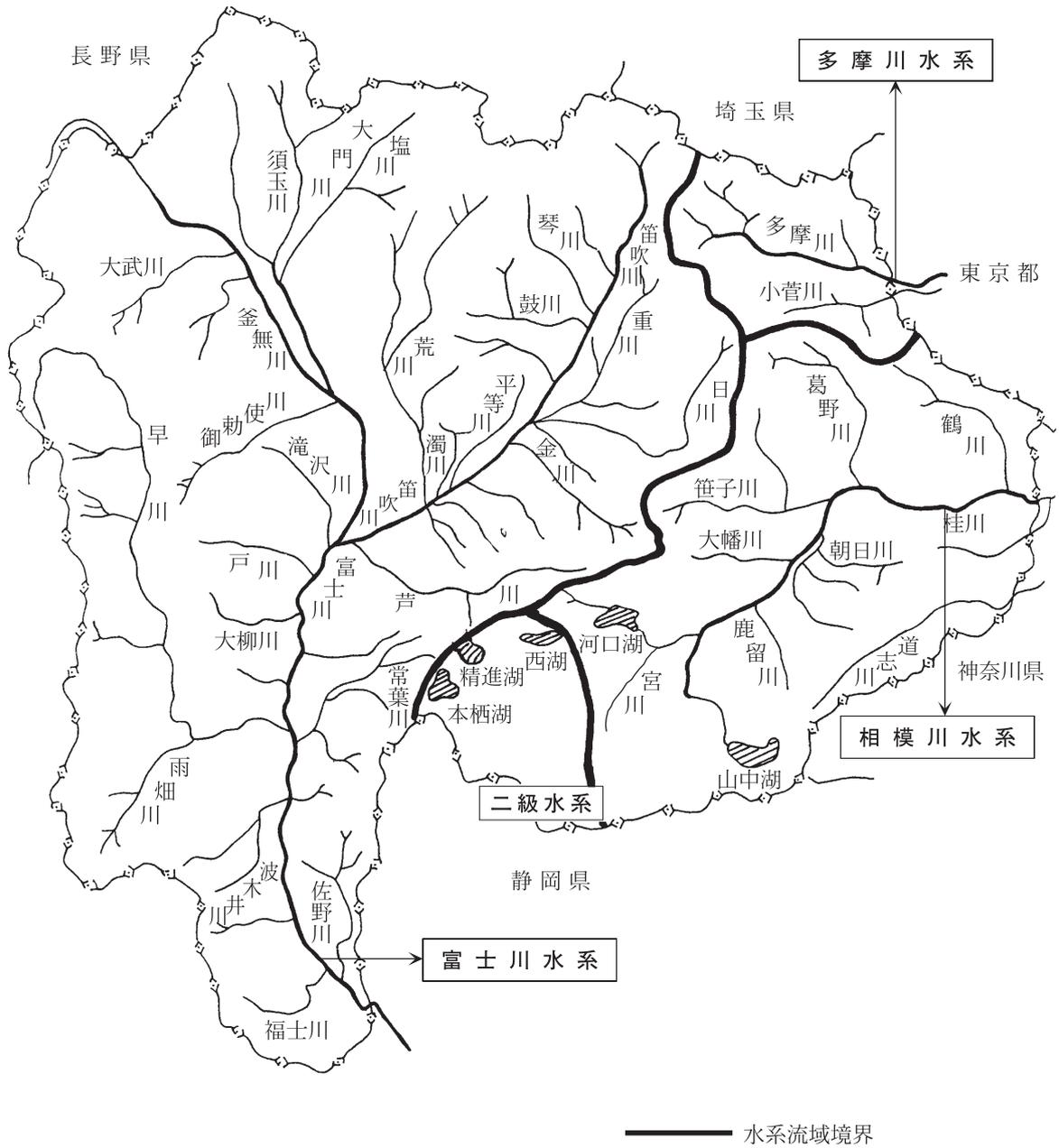
・水系別現況

(6.4.1現在)

区分 水系別	河川数	河川延長			流域面積 (km ²)	摘 要
		県管理区間 (m)	国土交通省 管理区間 (m)	合 計 (m)		
一級水系 富士川	504	1,561,555	104,100	1,665,655	3,147.36	国土交通省直轄区間 (富士川水系) 富士川は武田橋下流 67,000m 笛吹川は岩手橋下流 28,000m 早川は早川橋下流 3,000m
一級水系 多摩川	10	43,910	—	43,910	256.70	
一級水系 相模川	87	365,855	—	365,855	988.11	
計	601	1,971,320	104,100	2,075,420	4,392.17	
二級水系 西湖	6	8,720	—	8,720	62.00	重川は重川橋下流 1,500m 御勅使川は御勅使橋下流 1,800m 塩川は塩川橋下流 1,000m 日川は日川橋下流 1,000m そ の 他 800m 計 104,100m
二級水系 精進湖	2	5,040	—	5,040	22.78	
二級水系 本栖湖	1	6,450	—	6,450	29.10	
計	9	20,210	—	20,210	113.88	
合 計	610	1,991,530	104,100	2,095,630	4,506.05	
準用河川	214			216,121	191.30	

※ 一級水系相模川に山中湖、河口湖が含まれる。

県内主要河川図



・富士五湖

名称	区分	海 拔	深 度	面 積	河川延長 (周囲×1/2)
山 中 湖		980.5 m	12.9 m	6.57 km ²	12,900 × 1/2 = 6,450 m
河 口 湖		830.5	14.0	5.49	19,900 × 1/2 = 9,950 m
西 湖		900.0	71.5	2.10	10,000 × 1/2 = 5,000 m
精 進 湖		900.0	12.6	0.51	6,080 × 1/2 = 3,040 m
本 栖 湖		900.0	121.2	4.70	12,900 × 1/2 = 6,450 m

2 河 川 管 理

県内の一、二級 610 河川、1,991.53 kmに及ぶ県管理区間については、洪水等による災害からの危険を排除し、地域の安全を確保するため、常時、河川管理施設の点検を行ない、また、官民境界設定の確立を促進するほか、流水及び河川敷の占用、工作物の設置、土石の払下げ等の適正を期すため、要綱、要領等を制定するとともに、河川美化と不法行為の防止を図るため、河川監視の強化に努めている。

また、河川を適切に管理するために河川維持修繕事業を実施するとともに、河川敷の有効利用を図る観点から、河川公園等を整備している。

(1) 河川敷占用許可

許可方針は、昭和 40 年の河川法改正を契機に、国土交通省の許可準則に基づき、原則として、社会経済上止むを得ない場合にのみ許可することとしている。

県管理河川占用許可面積

(6. 3. 31 現在)

件 数	面 積
17,822	道路・橋梁外 5,256,037 m ²
	上空線等 1,909,157 m
	電柱等 3,164 本

(2) 河川敷の公用廃止

状 況

年度	30	R1	2	3	4	5
区 分						
箇 所 数 (件)	0	1	0	0	3	3
公用廃止面積(m ²)	0	181.90	0	0	2,507.28	409.50

(3) 砂利採取許認可

主要な採取分布は、富士川、早川、桂川、笛吹川である。近年、賦存量は枯渇状況であったが、昭和57年の10号、18号台風、昭和58年の5号、10号台風等により賦存量は増加した。今後とも賦存量調査に基づき、適正な採取許認可を行う方針である。

砂 利 認 可 実 績

(単位：m³)

区 分		年 度	29	30	R1	2	3	4	5
河 川 砂 利	県 管 理		785,495	715,242	473,590	767,150	513,560	483,271	465,042
	国土交通省管理		325,000	330,000	335,000	345,000	339,000	351,000	302,000
	計		1,110,495	1,045,242	808,590	1,112,150	852,560	834,271	767,042

(4) 河川美化事業

昭和45年度から河川環境整備の一環として、河川美化事業を実施している。事業は河川愛護運動の推進として、啓発広報活動等により河川愛護思想の高揚と県民運動の活性化に努めているほか、地形・地域性を考慮し堤防除草を行なっている。

(5) 河川維持修繕事業

河川を正常に維持管理するために、河川管理施設の修繕工事及び堆積土砂、障害木等の除去を実施している。

(6) 河川関係収入の状況

(単位：千円)

区 分		年 度	30	R1	2	3	4	5
水 利 使 用 料	発 電		869,025	884,642	884,340	884,468	884,131	883,170
	そ の 他		1,019	1,291	1,326	1,334	1,145	1,148
	計		870,044	885,933	885,666	885,802	885,276	884,318
河 川 占 用 料			51,040	51,016	54,073	71,913	80,831	94,988
土 石 採 取 料			71,798	76,527	104,307	99,829	83,310	92,175
合 計			992,882	1,013,476	1,044,046	1,057,544	1,049,417	1,071,481

3 河川改修事業

治水事業は、国土保全と民生安定に資するために行う主要事業であり、洪水に対し人命と財産を守ることを目的としている。

県においては、次のとおり積極的に事業を実施している。

(1) 基幹河川改修事業（大規模特定河川事業、広域河川改修事業等）

現在、鎌田川外 6 河川で事業を実施している。

(2) 特定構造物改築事業（河川メンテナンス事業）

平成 21 年度に制度が拡充され、平成 25 年度に長寿命化計画を策定し令和 5 年度に見直しを行った。今後は計画に基づき、更新整備を実施していく。

(3) 統合一級河川整備事業（大規模特定河川事業、総合流域防災事業等）

平成 16 年度から創出され、現在高倉川外 8 河川で事業を実施している。

(4) 河川防災情報基盤緊急整備事業（総合流域防災事業）

平成 15 年度から事業を実施している。

(5) 広域連携河川改修事業

平成 22 年度から創出され、現在貢川外 4 河川で事業を実施している。

(6) 水害リスク情報整備推進事業

河川周辺地域の水害リスクの周知を行う事業として、現在 2 市で事業実施している。

(7) 効果促進事業

基幹事業の効果を一層高める事業として、現在 4 市で事業実施している。

(8) 河川改良事業

上記の河川事業の他に県の事業として局所的な改良等を実施している。

(9) 国土交通省管理区間河川改修事業（一級河川直轄管理）

富士川水系延長 104.1 km が国土交通省管理区間であり、この改修は、大正 9 年から実施されており、毎年度計画的に改修が行われている。

(10) 河川改修事業費の推移

ア 公共事業（国補事業）内訳

(単位：千円)

区分 \ 年度	30	R1	2	3	4	5
基幹河川改修事業費	1,186,605	1,624,635	1,715,830	2,075,080	2,188,500	1,860,443
特定構造物改築事業費	223,600	264,805	265,400	304,000	184,800	353,100
流域貯留浸透事業費	6,330	6,330	9,495	22,050	6,300	0
統合一級河川整備事業費	1,969,450	3,611,010	3,797,578	1,729,571	2,137,096	2,172,234
河川防災情報基盤緊急整備事業費	206,933	263,750	199,000	52,500	472,000	493,500
障害防止対策河川事業費	185,407	127,876	73,736	92,215	103,977	85,646
広域連携河川改修事業費	798,553	627,725	696,300	921,900	808,500	1,020,600
効果促進事業	4,220	4,220	4,220	350,220	4,200	7,057
計	4,581,098	6,530,351	6,761,599	5,547,536	5,905,373	5,992,580

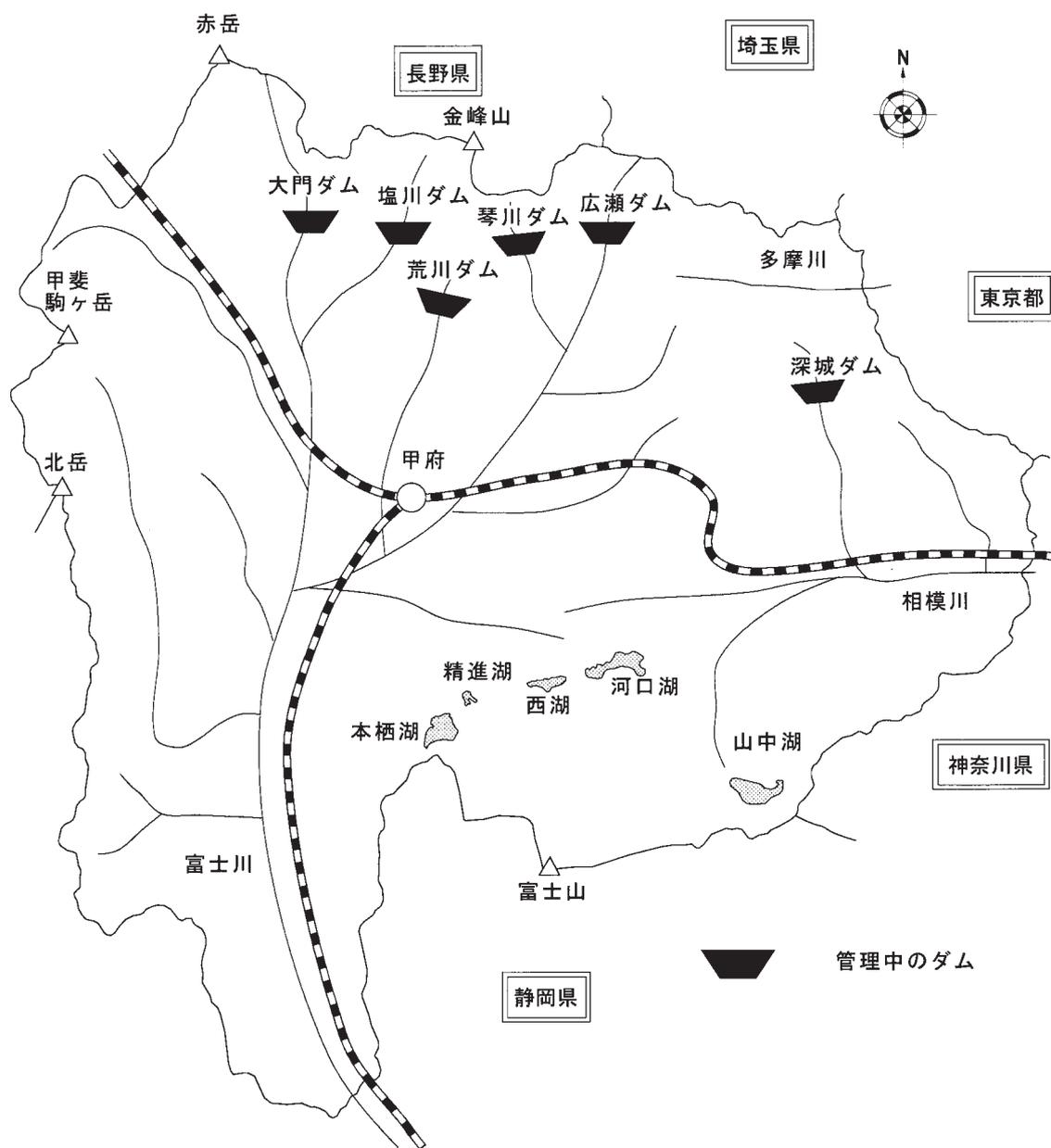
イ 県単事業及び直轄事業負担金内訳

(単位：千円)

区分 \ 年度	30	R1	2	3	4	5
河川改良費	469,453	976,813	2,161,600	2,298,570	2,528,677	3,392,188
河川維持費	710,000	710,000	721,150	2,570,650	2,511,395	2,065,345
計	1,179,453	1,686,813	2,882,750	4,869,220	5,040,072	5,457,533
国直轄河川改修事業費負担金	342,518	530,775	1,133,007	296,348	320,529	280,075
計	342,518	530,775	1,133,007	296,348	320,529	280,075

4 ダム管理

本県におけるダム事業は、昭和50年3月に県下初の多目的ダムである広瀬ダムが完成し、以後、荒川ダムが昭和60年度、大門ダムが昭和62年度、塩川ダムが平成10年度、深城ダムが平成16年度、琴川ダムが平成19年度に完成し、管理に移行している。



ダ ム 一 覧 表

項目		ダム名		広瀬ダム	荒川ダム	大門ダム	塩川ダム	深城ダム	琴川ダム
		水	系	一級河川富士川	一級河川富士川	一級河川富士川	一級河川富士川	一級河川相模川	一級河川富士川
概	河川名	笛吹川		荒川	大門川	塩川	葛野川	琴川	
	位置	左岸	山梨市三富川浦 山梨市三富上釜口	甲府市川窪町 甲府市高町	北杜市須玉町上津金 北杜市高根町清里	北杜市須玉町 比志	大月市七保町 瀬戸	山梨市牧丘町 北原	
要	目的	F・N・A・W・P		F・N・W・(P)	F・N・W・(P)	F・N・A・W・P	F・N・W・P	F・N・W・P	
	型式	中央遮水壁型 ロックフィル		中央遮水壁型 ロックフィル	重力式 コンクリート	重力式 コンクリート	重力式 コンクリート	重力式 コンクリート	
ダム及び貯水池諸元	集水面積 (km ²)	76.64		72.4	51.7	85.3	41.2	10.0	
	湛水面積 (km ²)	0.55		0.41	0.19	0.43	0.32	0.30	
	堤高 (m)	75.0		88.0	65.5	79.0	87.0	64.0	
	堤頂長 (m)	255.0		320.0	180.0	225.0	164.0	262.0	
	堤体積 (m ³)	1,400,000		3,010,000	180,000	388,000	211,000	207,000	
	門扉	ローラーゲート 2門		ラジアルゲート 1門 スライドゲート 2門 (ゲートレス)	クレスト 1門 コンジット 1門	オリフィス 3門 (ゲートレス)	オリフィス 2門 (ゲートレス)	ゲートレス	
	常時満水位 (EL. m)	1,054.000		793.600	894.500	879.500	625.500	1,453.500	
	洪水時満水位 (EL. m)	1,056.000		800.900	902.000	889.500	629.500	1,460.000	
	総貯水容量 (千m ³)	14,300		10,800	3,600	11,500	6,440	5,150	
有効貯水量 (千m ³)	11,350		8,600	2,350	8,900	5,140	4,750		
目的別内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水調整 - 250m³/s 560m³/s 310m³/s ・かんがい 耕地 4,180ha (5市1町) ・上水道 27,660m³/日 (山梨市他4市町) ・発電 (県企業局) 最大出力 34,300kW 		<ul style="list-style-type: none"> ・洪水調整 - 490m³/s 670m³/s 180m³/s ・上水道 100,000m³/日 (甲府市) ・発電 (ダム管理用) 最大出力 490kW 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水調整 - 110m³/s 240m³/s 130m³/s ・上水道 13,000m³/日 (北杜市) ・発電 (ダム管理用) 最大出力 230kW 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水調整 - 200m³/s 450m³/s 250m³/s ・かんがい 耕地 520ha (北杜市、韮崎市、甲斐市) ・上水道 17,000日 (北杜市、韮崎市、甲斐市) ・発電 (県企業局) 最大出力 1,100kW 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水調整 - 200m³/s 400m³/s 200m³/s ・上水道 18,000m³/日 (大月市、上野原市) ・発電 (県企業局) 最大出力 340kW 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水調整 - 105m³/s 135m³/s 30m³/s ・上水道 20,000m³/日 (甲州市、山梨市、笛吹市、) ・発電 (県企業局) 最大出力 1,100kW 		
工期	S40 ~ S49		S48 ~ S60	S43 ~ S62	S50 ~ H10	S53 ~ H16	S60 ~ H19		
事業費 (百万円)	5,925		35,599	17,167	49,000	39,850	29,000		

目的別内訳 F：洪水調節 A：かんがい W：上水道 P：発電 N：既得取水の安定化、河川環境の保全等 (P)：管理用発電

(1) 広瀬ダム

笛吹川は、奥秩父山系の甲武信岳と、国師ヶ岳に源を発し、重川、日川、金川、荒川等を合わせて富士川に合流する流域面積 1,035 km²、流路延長約 50 kmの一級河川である。

また、笛吹川は、明治 43 年の大水害をはじめ、昭和 34 年、昭和 41 年の災害など度々大きな水害をあたえてきた。

このため、笛吹川総合開発事業として多目的ダムを建設し、洪水調節、発電に合わせて、畑地かんがい用水及び上水道用水を供給した。

その他、機器の更新及び改良を実施する堰堤改良事業を平成 26 年度より実施している。

(2) 荒川ダム

荒川は国師ヶ岳に源を発し、途中溪谷美を誇る御岳昇仙峽を経て、相川、貢川を合わせて笛吹川に合流する流域面積 182.3 km²、流路延長 48 kmの一級河川である。

また荒川は、明治 43 年をはじめ、昭和 34 年、昭和 36 年、昭和 37 年、昭和 40 年、昭和 41 年と度々多大な被害を与えてきた。

このため、荒川総合開発事業として多目的ダムを建設し、洪水調節に合わせて、甲府市の上水道用水を供給した。

その他、機器の更新及び改良を実施する堰堤改良事業を令和 3 年度より実施している。

(3) 大門ダム

大門川は、その源を八ヶ岳に発し、北杜市高根町長沢において須玉川に合流する。流域面積 51.7 km²、流路延長 12 kmの一級河川である。

また、大門川流域須玉川及び塩川は、明治 43 年の大水害をはじめ、昭和 34 年、昭和 36 年、昭和 40 年、昭和 41 年と大きな水害をあたえた。

このため、大門川総合開発事業として多目的ダムを建設し、洪水調節に合わせてこの地域に上水道用水を供給した。

その他、機器の更新及び改良を実施する堰堤改良事業を令和 3 年度より実施している。

(4) 塩川ダム

塩川は、その源を奥秩父山系の金峰山に発し、途中須玉川を合流しながら流下し、甲斐市塩崎地内で富士川に合流する流域面積 389.7 km²、流路延長約 40 kmの一級河川である。

また、塩川は、明治 43 年の大水害をはじめ、昭和 34 年、昭和 36 年、昭和 40 年、昭和 41 年と大きな水害をあたえた。

このため、塩川総合開発事業として多目的ダムを建設し、洪水調節、発電と合わせて、畑地かんがい用水及び上水道用水を供給した。

なお、平成 22 年に小水力発電を追加し、運用を開始した。

(5) 深城ダム

葛野川は、小金沢山、黒岳に源を発し、大月市街地東方猿橋町で桂川に合流する。流域面積 114.3 km²、流路延長 17 kmの一級河川である。

また、葛野川沿川は毎年洪水による出水被害が相つぎ、特に昭和 34 年台風 7 号においては、

家屋の床上、床下浸水 180 戸、田畑の流出、冠水 22 ha、河川の欠壊 11 ケ所、橋梁流出 2 橋等の被害を受けた。

このため、葛野川総合開発事業として多目的ダムを建設し、洪水調節に合わせて、上水道用水を供給した。

なお、平成 24 年に小水力発電を追加し、運用を開始した。

その他、機器の更新及び改良を実施する堰堤改良事業を令和 2 年度より実施している。

(6) 琴川ダム

琴川は奥千丈岳、剣ノ峰など 2,000 m～2,400 m級の山々に発し、窪平附近で富士川水系笛吹川に合流する流域面積 33.6 km²、流路延長 16 kmの一級河川である。

また、琴川は急流のため古くよりたびたび被害を受けており、特に昭和 41 年の台風 26 号による集中豪雨においては、家屋の床上、床下浸水 116 戸、田・畑の流出、冠水 25 ha、河川の欠壊 13 ケ所など大きな被害を与えてきた。

このため、琴川総合開発事業として多目的ダムを建設し、洪水調節、発電と合わせて、上水道用水を供給した。

その他、機器の更新及び改良を実施する堰堤改良事業を令和 4 年度より実施している。

5 災害復旧事業（公共土木施設）

災害復旧事業は、自然災害により被災した公共土木施設を迅速・確実に復旧することを目的とした事業である。

本県の災害の特徴として、急峻な地形と脆弱な地質、加えて多くの急流河川を有している。このため山間地・平地を問わず過去幾度か大きな被害をもたらしている。

戦後特に被害の大きかったのは、昭和 34 年災害（台風 7 号、15 号）と昭和 41 年災害（台風 24 号、26 号）及び昭和 57 年災害（台風 10 号、18 号）、平成 3 年災害（台風 12 号、14 号）である。

（単位：百万円）

区分	年 災		41		57		H 3	
	工	事	(2,043)	8,139	(2,369)	30,726	(786)	12,257
市 町 村	工	事	(894)	2,342	(892)	4,912	(262)	2,571
計			(2,937)	10,481	(3,261)	35,638	(1,048)	14,828

※（ ）は箇所数

被 害 額 の 推 移

（単位：百万円）

区分	年 度	30	R1	2	3	4	5
県 工 事		1,342	4,954	26	1,164	658	596
市 町 村 工 事		269	886	91	0	13	40
計		1,611	5,840	117	1,164	671	636

6 水 防

(1) 水 防 体 制

水防事務の調整と円滑な実施が図れるよう、水防法第7条の規定により、水防計画を定めている。

水防本部は、県土整備部治水課に設置し、洪水による災害の防御、被害を最小限に止めるため、洪水等の予報・警報の伝達、水位・雨量及び被害状況の収集が速やかに行なえるよう関係機関との連絡系統と通信連絡網を確立させている。

(2) 重要水防区域

県内の重要水防区域は、国土交通省直轄関係 321 カ所、県関係 606 カ所、計 927 カ所である。この区域の決定にあたっては、設定基準にもとづき、県内河川、遊水池等で特に水防上警戒または防御を必要とする区域を決定したものである。

7 流 域 治 水

(1) 流域治水への転換の必要性

近年の気候変動により想定を超える降雨が発生するなど水害リスクが増大しており、これまでの河川整備だけでは、被害を防止することが困難となっている。このため、河川整備のさらなる進捗と河川の外で雨水の流出を抑制する対策や、被害を軽減する対策を組み合わせた流域全体での総合的な防災減災対策である「流域治水」が必要となっている。

本県では令和3年6月に流域のあらゆる関係者が協働して近年の激甚化する気候変動に備えるために「山梨県流域治水対策推進基本方針」を定めた。



(2) 流域治水対策を推進するための基本方針

想定し得るあらゆる洪水に対して、人命を守り、資産等の被害軽減・解消を目標とし、3つのテーマに基づき、施策や手段を充実させながら、効果的な組み合わせにより、流域治水対策を推進する。

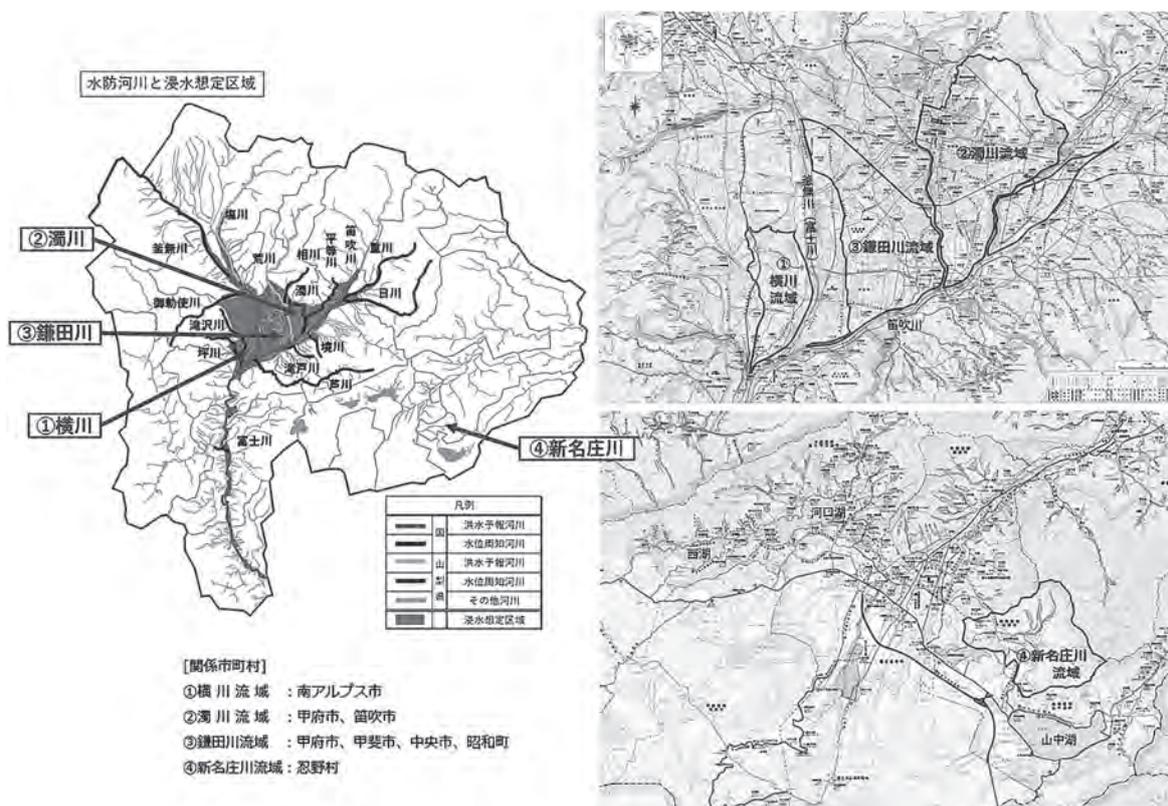
流域治水の基本的な3つのテーマ

テーマ	主な対策
【テーマ1】 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	集水域 ・雨水の流出抑制 （雨水貯留浸透施設、水田貯留等） 河川区域 ・河川改修、ダムの事前放流等
【テーマ2】 被害対象を減少させるための対策	氾濫域 ・防災まちづくり、住まい方の工夫等
【テーマ3】 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	氾濫域 ・避難体制の強化 ・リスク情報の充実等

県が管理する主な河川の小流域単位に分割し、「流域治水」の必要性が高い箇所から、検討のモデルとなる4小流域を決定した。

モデル小流域ごとに流域治水検討会を設置し、課題等を検証した上で地域特性に応じた具体的な施策をアクションプランにとりまとめ、確実な実行に向けフォローアップを行う。

「流域治水」を進めている4つのモデル小流域



(3) 流域治水の取り組み状況

令和3年5月19日 山梨県流域治水推進会議を設置

令和3年6月14日 山梨県流域治水対策推進基本方針を策定

令和3年10月～ 4つのモデル小流域に「流域治水検討会を設置」

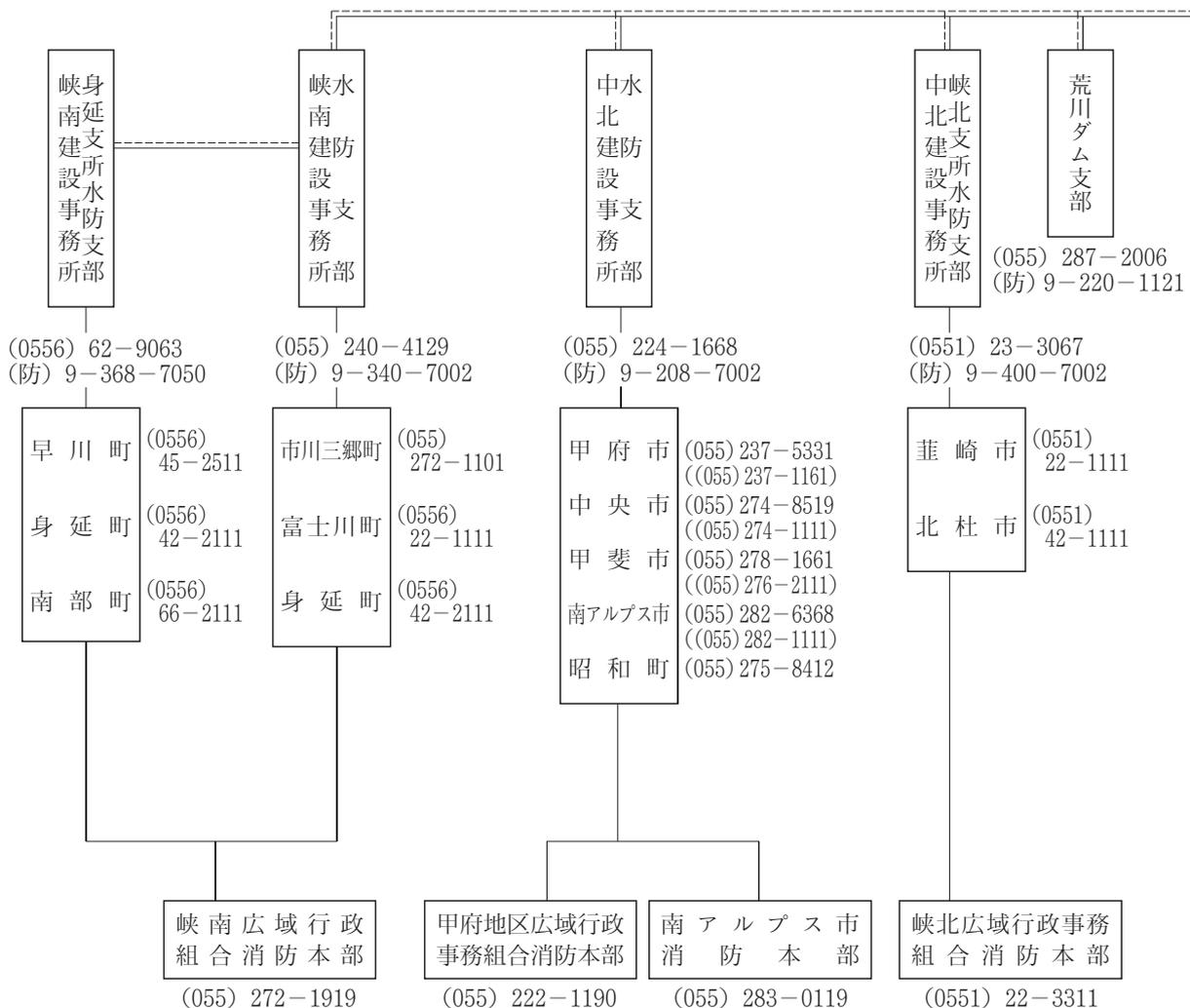
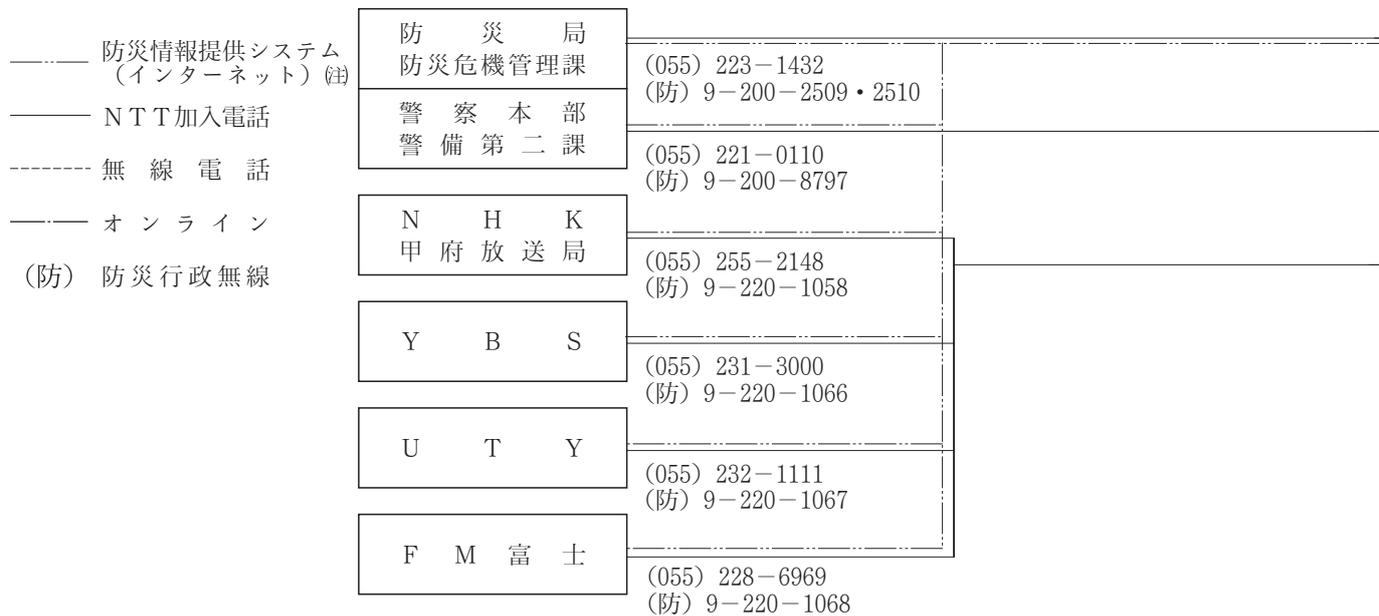
令和4年12月26日 流域治水対策アクションプラン【横川流域】を策定

令和6年2月14日 流域治水対策アクションプラン【濁川流域】を策定

(4) 中小河川の洪水浸水想定区域図

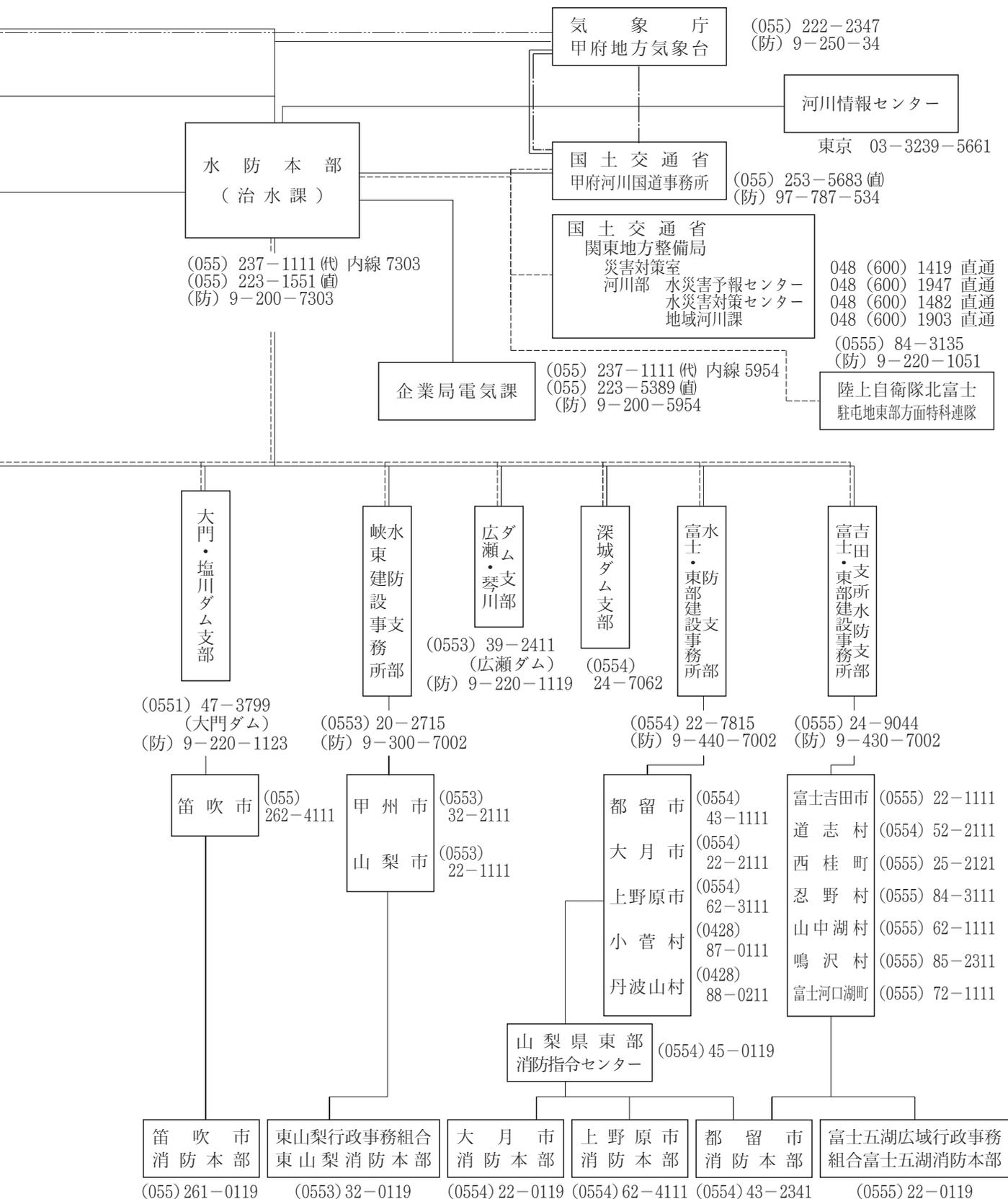
令和3年5月の水防法改正により、洪水予報河川および水位周知河川以外の河川においても、周辺に防護対象（住宅、要配慮者利用施設、避難施設、避難路、避難の用に供する施設等）が存在する場合、洪水浸水想定区域を指定することが義務化されたため、浸水想定区域の指定、区域図の作成、公表に取り組んでいる。

水 防 連 絡



(注) 地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止・軽減により一層貢献するため、インターネットを活用したシステムにより県市町村や防災関係機関等に提供している補助伝達手段である。

通 信 網 図



防 災 行 政 無 線

発信局	着信局	治 水 課	中北建設事務所	峡東建設事務所	峡南建設事務所	峡南建設事務所 身延支所	中北建設事務所 峡北支所
治 水 課	地上系		9-208-内線	9-300-内線	9-340-内線	9-368-内線	9-400-内線
	衛星系		-	916-300-内線	916-340-内線	-	916-400-内線
中北建設事務所	地上系	9-200-内線		9-300-内線	9-340-内線	9-368-内線	9-400-内線
	衛星系	-		-	-	-	-
峡東建設事務所	地上系	9-200-内線	9-208-内線		9-340-内線	9-368-内線	9-400-内線
	衛星系	916-200-内線	916-200- 9-208-内線		916-340-内線	916-200- 9-368-内線	916-400-内線
峡南建設事務所	地上系	9-200-内線	9-208-内線	9-300-内線		9-368-内線	9-400-内線
	衛星系	916-200-内線	916-200- 9-208-内線	916-300-内線		916-200- 9-368-内線	916-400-内線
峡南建設事務所 身延支所	地上系	9-200-内線	9-208-内線	9-300-内線	9-340-内線		9-400-内線
	衛星系	-	-	-	-		-
中北建設事務所 峡北支所	地上系	9-200-内線	9-208-内線	9-300-内線	9-340-内線	9-368-内線	
	衛星系	916-200-内線	916-200- 9-208-内線	916-300-内線	916-340-内線	916-200- 9-368-内線	
富 士 ・ 東 部 建 設 事 務 所	地上系	9-200-内線	9-208-内線	9-300-内線	9-340-内線	9-368-内線	9-400-内線
	衛星系	916-200-内線	916-200- 9-208-内線	916-300-内線	916-340-内線	916-200- 9-368-内線	916-400-内線
富 士 ・ 東 部 建 設 事 務 所 吉 田 支 所	地上系	9-200-内線	9-208-内線	9-300-内線	9-340-内線	9-368-内線	9-400-内線
	衛星系	916-200-内線	916-200- 9-208-内線	916-300-内線	916-340-内線	916-200- 9-368-内線	916-400-内線
荒 川 ダ ム	地上系	*-内線	*-9-208-内線	*-9-300-内線	*-9-340-内線	*-9-368-内線	*-9-400-内線
	衛星系	200-内線	200-9-208-内線	300-内線	340-内線	200-9-368-内線	400-内線
大 門 ダ ム	地上系	*-内線	*-9-208-内線	*-9-300-内線	*-9-340-内線	*-9-368-内線	*-9-400-内線
	衛星系	9-200-内線	9-200- 9-208-内線	9-300-内線	9-340-内線	9-200- 9-368-内線	9-400-内線
塩 川 ダ ム	地上系	*-内線	*-9-208-内線	*-9-300-内線	*-9-340-内線	*-9-368-内線	*-9-400-内線
	衛星系	7-200-内線	7-200- 9-208-内線	7-300-内線	7-340-内線	7-200- 9-368-内線	7-400-内線
広 瀬 ダ ム	地上系	*-内線	*-9-208-内線	*-9-300-内線	*-9-340-内線	*-9-368-内線	*-9-400-内線
	衛星系	200-内線	200-9-208-内線	300-内線	340-内線	200-9-368-内線	400-内線
琴 川 ダ ム	地上系	*-内線	*-9-208-内線	*-9-300-内線	*-9-340-内線	*-9-368-内線	*-9-400-内線
	衛星系	200-内線	200-9-208-内線	300-内線	340-内線	200-9-368-内線	400-内線
深 城 ダ ム	地上系	-	-	-	-	-	-
	衛星系	8-200-内線	8-200- 9-208-内線	8-300-内線	8-340-内線	8-200- 9-368-内線	8-400-内線

番 号 一 覧 (県)

富士・東部建設事務所	富士・東部建設事務所吉田支所	荒川ダム	大門ダム	塩川ダム	広瀬ダム	琴川ダム	深城ダム
9-440-内線	9-430-内線	9-220-1121	9-220-1123	9-220-1122	9-220-1119	9-220-1120	-
916-440-内線	916-430-内線	916-214	916-410	916-418-11	916-306	916-405	916-419-11
9-440-内線	9-430-内線	9-220-1121	9-220-1123	9-220-1122	9-220-1119	9-220-1120	-
-	-	-	-	-	-	-	-
9-440-内線	9-430-内線	9-220-1121	9-220-1123	9-220-1122	9-220-1119	9-220-1120	-
916-440-内線	916-430-内線	916-214	916-410	916-418-11	916-306	916-405	916-419-11
9-440-内線	9-430-内線	9-220-1121	9-220-1123	9-220-1122	9-220-1119	9-220-1120	-
916-440-内線	916-430-内線	916-214	916-410	916-418-11	916-306	916-405	916-419-11
9-440-内線	9-430-内線	9-220-1121	9-220-1123	9-220-1122	9-220-1119	9-220-1120	-
-	-	-	-	-	-	-	-
9-440-内線	9-430-内線	9-220-1121	9-220-1123	9-220-1122	-	9-220-1120	-
916-440-内線	916-430-内線	916-214	916-410	916-418-11	916-306	916-405	916-419-11
/	9-430-内線	9-220-1121	9-220-1123	9-220-1122	9-220-1119	9-220-1120	-
	916-430-内線	916-214	916-410	916-418-11	916-306	916-405	916-419-11
9-440-内線	/	9-220-1121	9-220-1123	9-220-1122	9-220-1119	9-220-1120	-
916-440-内線		916-214	916-410	916-418-11	916-306	916-405	916-419-11
*-9-440-内線	*-9-430-内線	/	123	122	119	120	-
440-内線	430-内線		410	418-11	306	405	419-11
*-9-440-内線	*-9-430-内線	121	/	122	119	120	-
9-440-内線	9-430-内線	9-214		9-418	9-306	9-405	9-419
*-9-440-内線	*-9-430-内線	121	123	/	119	120	-
7-440-内線	7-430-内線	7-214	7-410		7-306	7-405	7-419
*-9-440-内線	*-9-430-内線	121	123	122	/	120	-
440-内線	430-内線	214	410	418-11		405	419-11
*-9-440-内線	*-9-430-内線	121	123	122	119	/	-
440-内線	430-内線	214	410	418-11	306		419-11
-	-	-	-	-	-	-	-
8-440-内線	8-430-内線	8-214	8-410	8-418-11	8-306	8-405	

防災行政無線番号一覧（市町村）

中北建設事務所	甲府市	地	9-220-1-008	峡南建設事務所	市川三郷町	地	9-220-1-021	
		衛	9-200-916-201			衛	916-343	
	中央市	地	9-220-1-020		身延町	地	9-220-1-025	
		衛	9-200-916-385			衛	916-363	
	甲斐市	地	9-220-1-016		富士川町	地	9-220-1-022	
		衛	9-200-916-381			衛	916-361	
	南アルプス市	地	9-220-1-014		峡南消防	地	9-220-1-042	
		衛	9-200-916-390			衛	916-346	
	昭和町	地	9-220-1-027		身延支所	身延町	地	9-220-1-025
		衛	9-200-916-384				衛	9-200-916-363
	甲府消防	地	9-220-1-036			早川町	地	9-220-1-024
		衛	9-200-916-213				衛	9-200-916-364
	南アルプス市消防	地	9-220-1-045			南部町	地	9-220-1-026
		衛	9-200-916-394				衛	9-200-916-367
峡北支所	韮崎市	地	9-220-1-013	峡南消防		地	9-220-1-042	
		衛	916-207			衛	9-200-916-346	
	北杜市	地	9-220-1-015	富士・東部建設事務所		大月市	地	9-220-1-012
衛		916-403	衛				916-206	
峡北消防	地	9-220-1-040	上野原市			地	9-220-1-018	
	衛	916-415				衛	916-441	
峡東建設事務所	笛吹市	地	9-220-1-017			都留市	地	9-220-1-010
		衛	916-321				衛	916-204
	山梨市	地	9-220-1-011		富士五湖消防	地	9-220-1-038	
		衛	916-205			衛	916-433	
	甲州市	地	9-220-1-019		吉田支所	富士吉田市	地	9-220-1-009
		衛	916-203				衛	916-202
	笛吹市消防	地	9-220-1-041		富士五湖消防	地	9-220-1-038	
		衛	916-330			衛	916-433	
	東山梨消防	地	9-220-1-043					
		衛	019-307					

山梨県総合河川情報システム

観測局位置図

